

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」の全部改正について
お知らせ

令和6年7月2日付け消防危第200号にて、消防庁より消防危第303号通知が全部改正されたため、事業所の方々に周知させていただきます。

1 蓄電池等の貯蔵、取扱いに関する事項について条件を満たした場合、下記の事項が緩和されます。

(1) 蓄電池等に係る指定数量の倍数

ア 耐火性収納箱内の危険物の総量が指定数量未満であること。

イ 標識、掲示板の設置に加え、見えやすい箇所に蓄電池等を収納している旨を表示すること。

(2) 蓄電池等を貯蔵、取扱いする場合の保有空地

(3) 可燃性の蒸気を屋外の高所に排出する設備

ア 落下試験を実施し、内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認できないこと。

イ 蓄電池等を4kg以下ごと梱包し、3m以下の高さで貯蔵し取扱う場合。

<詳細>

「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」

(総務省消防庁 外部リンク [7e20368cd1aee3f87c66c4579567b04772a45003.pdf](https://www.bousai.go.jp/keikaku/7e20368cd1aee3f87c66c4579567b04772a45003.pdf))

2 火災予防と消火設備の点検

(1) 衝撃を与えない

- ・ リチウムイオン蓄電池は、外部からの衝撃により発煙や発火につながります。事業所において、ラック等で貯蔵する場合は、自然災害も考慮し落下等に注意してください。

(2) 非純正品バッテリーの取扱い注意

- ・ 海外製品等については、事故発生後に事業者と連絡が取れない場合があります。国内では、純正品の使用が推奨されているため、購入時に注意してください。

リチウムイオン蓄電池から出火すると、被害の拡大、消火困難になる可能性が考えられます。日頃から、消火器、屋内消火栓等の消火設備点検を実施し、有事の際、直ちに初期消火できる体制を構築して下さい。